

佐伯市佐伯駅周辺観光施設
指定管理者募集要項

令和8年8月

佐伯市商工観光部観光課

目 次

1	公募の目的	3
2	指定管理の方針	3
3	施設の概要	3
	(1) 名称	
	(2) 所在地	
	(3) 建築物等の概要	
	(4) 施設の設置目的	
	(5) 事業実績等	
4	管理の基準	4～5
	(1) 営業時間及び営業日	
	(2) 法令等の遵守	
	(3) 情報公開	
	(4) 個人情報の取扱い	
	(5) 文書の管理・保存	
5	指定管理者が行う業務	5～6
	(1) 指定管理業務	
	(2) 自主事業	
	(3) 業務の委託	
6	指定の期間	6
	(1) 指定の期間	
	(2) 期間の取り消し	
7	管理に要する経費	6
	(1) 利用に係る料金	
	(2) 委託料	
	(3) 委託料の精算	
	(4) 会計年度	
	(5) 会計処理、管理口座	
8	応募資格	7
9	指定管理者の公募手続	7～8
	(1) 公募スケジュール	
	(2) 公募手続	
	ア 募集要項等配布	
	イ 募集要項等に関する説明会（現地見学会）	
	ウ 募集要項等に関する質問票の受付	
	エ 募集要項等に関する質問の回答	
	オ 指定申請書等の提出	

(ア) 申請書類	
(イ) 受付期間	
(ウ) 提出場所	
(エ) 提出方法	
(オ) 申請に当たっての留意事項	
1 0 指定管理者の候補の選定	10
(1) 選定方法	
(2) 選定基準	
(3) ヒアリング等	
(4) 審査結果の通知及び公表	
1 1 指定管理者の指定及び協定の締結	11
(1) 指定管理者の指定	
(2) 協定の締結	
(3) 留意事項	
1 2 事業実施状況の確認等	12
(1) モニタリング	
(2) 利用者アンケート	
(3) 帳簿類等の提出要求	
1 3 その他	12～14
(1) 指定管理者の履行責任に関する事項	
(2) 事業の継続が困難となった場合の措置	
(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	
(4) リスク分担に対する方針	
(5) 備品等	
(6) 自転車損害賠償責任保険等の加入について	
1 4 添付資料・様式	14～15
1 5 問い合わせ先	15

佐伯市佐伯駅周辺観光施設指定管理者募集要項

1 公募の目的

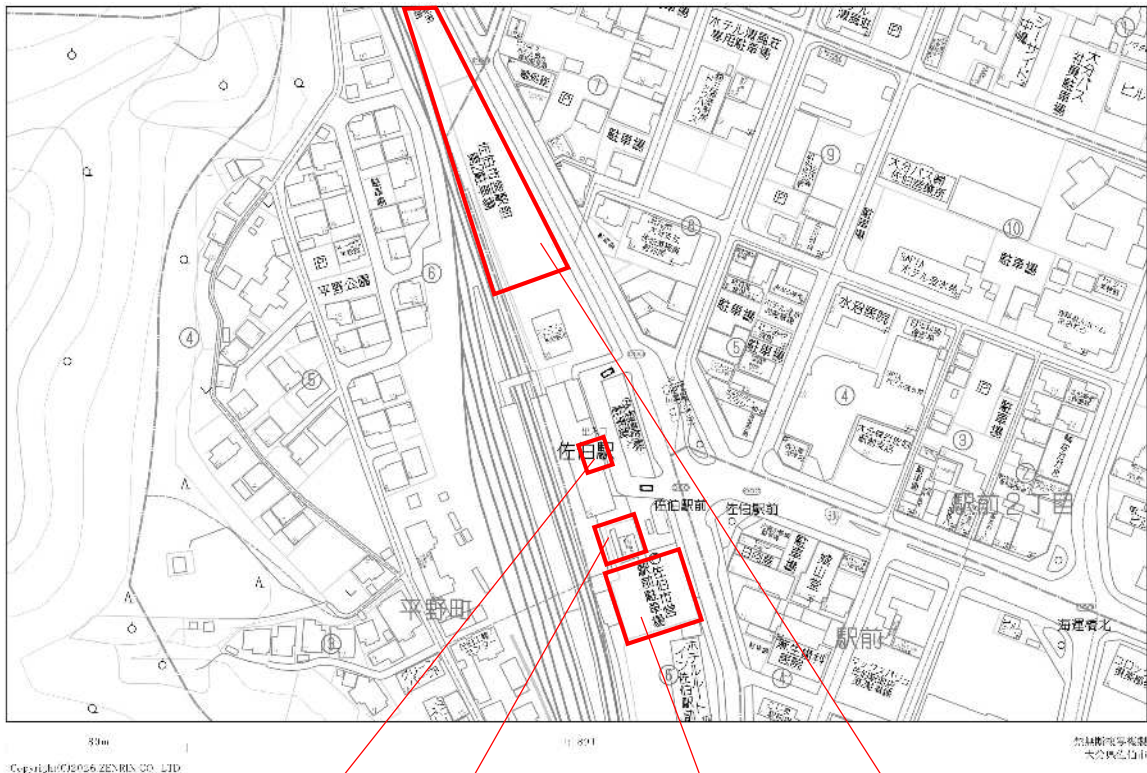
佐伯市佐伯駅周辺観光施設（以下「駅周辺観光施設」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年佐伯市条例第 31 号。以下「指定手続条例」という。）、佐伯市佐伯駅周辺観光施設条例（令和 8 年佐伯市条例第 8 号）により、施設の管理運営業務を行う指定管理者の募集を行います。

2 指定管理の方針

佐伯市では、公民連携手法の一つとしての指定管理者制度をより効果的に運用するため、令和 8 年 3 月に「指定管理者制度運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。この方針に基づいて指定管理者の募集を行い、施設の管理運営業務を実施していきます。

3 施設の概要

- (1) 名称 佐伯市佐伯駅周辺観光施設
- (2) 所在地 佐伯市駅前2丁目6番37号、35号、3399番6、3563番7、3563番11、3579番7の一部、田ノ浦町3562番10



④佐伯サイクルステーション

⑤市営駅前駐車場

⑥市営駅前第2駐車場

①観光案内所、②自転車格納庫及び貸出自転車、③駐輪場

(3) 建築物等の概要

【施設】

①佐伯市観光案内所（佐伯市駅前 2 丁目 6 番 37 号） 建築年：2002 年 構造：鉄筋コンクリート造平家建 延床面積：44.54 ㎡
②自転車格納庫及び貸出自転車（佐伯市駅前 2 丁目 3399 番 6 の一部） 建築年：2023 年 構造：鉄骨造平屋建 延床面積：44.25 ㎡
③駐輪場（佐伯市駅前 2 丁目 3399 番 6 の一部）
④佐伯サイクルステーション（佐伯市駅前 2 丁目 6 番 35 号） JR佐伯駅舎内の待合所及びシャワールーム。JR佐伯駅構内は、九州旅客鉄道株式会社の管理となっているが、待合所とシャワールームを合わせて、「佐伯サイクルステーション」として運用している。
⑤佐伯市営駅前駐車場（佐伯市駅前2丁目3399番6の一部） 時間貸駐車場 28 区画（普通乗用車、内身障者用 1 台）
⑥佐伯市営駅前第2駐車場（佐伯市駅前2丁目3563番7ほか 3 筆） 月極駐車場 79 区画（普通乗用車） 敷地面積 4 筆計 2,568.77 ㎡

【設備】

①防犯カメラモニターシステム（観光案内所）
②佐伯市駅前駐車場入出場管理ゲート（一部操作盤：観光案内所内）
③コインタイマー式シャワー設備（佐伯サイクルステーション）

(4) 施設の設置目的

佐伯市の観光に関する情報を広く紹介することにより観光の振興を図るとともに、佐伯サイクルステーションや駐車場を活用し、自動車及び自転車の利用者の利便を図り、観光客の誘客及び交流人口の増加させることにより地域の活性化を図ること。

(5) 事業実績等

これまでの施設の運営体制、事業実績等（事業実施状況、利用状況、収支状況等）については、別添の「事業実績に関する資料」を参照してください。

4 管理の基準

指定管理者は、次の基準に従って駅周辺観光施設の管理運営業務を実施するものとします。なお、管理の基準の詳細は、市と指定管理者が締結する協定及び「佐伯市佐伯駅周辺観光施設管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」で定めるものとします。

(1) 営業時間及び営業日

施設によって異なります。詳細は仕様書のとおり。

(2) 法令等の遵守

詳細は仕様書のとおり。

(3) 情報公開

指定管理者が施設の管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規程を定めるなどにより、適正な情報公開を行うこと。

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者が施設の管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いに関しては、漏 えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理を行うほか、個人情報を保護するために必要な措置を講じること（具体的には別途協定で定める）。なお、個人情報の開示については、別途指定管理者において規程を定めるなどにより適正な取扱いに努めること。

(5) 文書の管理・保存

指定管理者が、施設の業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等については、佐伯市行政文書管理規程等に準じて、別途指定管理者において文書管理規程等を定め、適正な管理・保存を行うこと。

5 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりです。詳細は仕様書で定めるものとします。

(1) 指定管理業務

- ア 駅周辺観光施設の管理運営に関すること。
- イ 施設及び設備、備品等の維持管理に関すること。
- ウ 施設の利用許可、利用料金の収受等に関すること。
- エ 佐伯市の観光情報の発信、観光客の誘客に関すること。
- オ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めること。

(2) 自主事業

佐伯市における自主事業の考え方は、次のとおりです。

項目	内容
定義	指定管理者の責任において自主的に企画・実施する事業で、住民サービスの向上に寄与すると市が判断した事業
範囲等	指定管理者は、当該管理運営業務に支障がなく、その管理する施設の利用を妨げない範囲において実施することができます。実施に当たっては、事前協議を行い、実施内容とともに施設の設置目的との整合性や住民サービスの向上に寄与する事業であることを確認します。
費用負担	指定管理者の負担により事業を実施します。 自主事業に指定管理料を充てることはできません。
利益の取扱	自主事業の実施による収入は、指定管理者のものとなります。 過大な利益が生じる場合は、利益の一部を還元する仕組みを検討することとします。

(3) 業務の委託

業務内容の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、市の承認をあらかじめ得た上で、専門の事業者に委託することは可能です。

6 指定の期間

(1) 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間を予定しています。

指定の期間は、市議会の議決により確定することになるので留意してください。

(2) 期間の取り消し

指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

7 管理に要する経費

(1) 利用に係る料金

- ・施設等の利用に係る料金、自主事業の収入等は、指定管理者の収入となります。
- ・利用料金については、市が条例で定める額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

(2) 委託料

- ・佐伯市から予算の範囲内において委託料の支払いを行います。

本施設の管理運営に係る委託料の上限額（以下「基準価格」という。）については、以下のとおり設定しており、申請に当たっては、基準価格以内の委託料に基づいて事業計画及び収支計画を作成することとします。また、基準価格を超えた委託料の申請があった場合は失格とします。

- ・委託料(基準価格)は、次のとおりとします。

(基準価格) 5,670 千円／年（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 委託料の精算

- ・指定管理者が、市が示した水準どおりに業務を確実に実施した場合、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など、その経営努力により生み出された剰余金については、原則として清算による返還を求めません。
- ・事業収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合や施設の故障対応及び施設改修工事等の公共工事に伴う事業収入の減収も原則として補てんは行いません。

(4) 会計年度

管理運営に係る会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとします。

(5) 会計処理、管理口座

本施設の管理運営に係る会計処理は、指定管理者の他の事業と区分し、専用の口座で管理してください。

8 応募資格

応募しようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、次の各号のいずれにも該当する法人等であること。個人での申請はできません。

- （１） 佐伯市内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。（※）
- （２） 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない法人等であること。
- （３） 佐伯市から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- （４） 市税等を滞納していない法人等であること。
- （５） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
- （６） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- （７） 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- （８） 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員に含む法人等でないこと。
- （９） 暴力団員が役員となっている法人等でないこと。
- （１０） 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している法人でないこと。
- （１１） 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している法人等でないこと。
- （１２） 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している法人等でないこと。
- （１３） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している法人等でないこと。

※ 応募時に団体等設立していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。

9 指定管理者の公募手続

（１） 公募スケジュール

令和 8 年 8 月 2 8 日（金）	募集要項等公表
令和 8 年 8 月 2 8 日（金）から 1 0 月 2 日（金）まで	募集要項等配布
令和 8 年 9 月 8 日（火）10 時 00 分から	募集要項等に関する説明会 （現地見学会含む）
令和 8 年 9 月 1 1 日（金）から 9 月 1 6 日（水）まで	募集要項等に関する質問受付
令和 8 年 9 月 1 8 日（金）	募集要項等に関する質問の回答
令和 8 年 9 月 2 4 日（木）から 1 0 月 2 日（金）まで	指定申請書等の提出

問い合わせ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く開庁日の午前8時30分から午後0時15分まで、午後1時から午後5時まで（以下「開庁時間」という。）をお願いいたします。

（２） 公募手続

ア 募集要項等配布

以下のとおり、募集要項等を配布します。

配布期間 令和8年8月28日（金）から令和8年10月2日（金）まで

配布場所 ①佐伯市中村南町1番1号（佐伯市役所本庁舎）

佐伯市商工観光部観光課

イ 募集要項等に関する説明会（現地見学会）

募集要項等に関する説明会を下記により行います。

日時：令和8年9月8日（火）10時00分から

場所：佐伯市駅前2丁目6番37号（佐伯市観光案内所周辺）

参加人数：各団体3人以内とします。

参加申込：参加希望の方は「佐伯市佐伯駅周辺観光施設指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（要項様式第6号）」に必要事項を記入のうえ、令和8年9月4日（金）17時までに、問い合わせ先（「15」参照）あてにFAX又は電子メールにてお申し込み下さい。

ウ 募集要項等に関する質問票の受付

募集要項等の内容に関する質問を「佐伯市佐伯駅周辺観光施設指定管理者募集要項等に関する質問票（要項様式第7号）」により、以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和8年9月11日（金）から令和8年9月16日（水）まで

提出場所：「15 問い合わせ先」に同じ

提出方法：質問書はFAX又は電子メールによる送付とします。

エ 募集要項等に関する質問の回答

すべての質問に対する回答を希望者全員にFAXにより送付します。なお、希望者は質問締切日までに問い合わせ先（「15」参照）にFAX又は電子メールにより質問の回答を希望する旨をお知らせください。

回答日：令和8年9月18日（金）

オ 指定申請書等の提出

指定申請書等を以下のとおり受け付けます。

（ア）申請書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

a 指定管理者指定申請書

〔指定手続条例施行規則（平成17年佐伯市規則第29号）に定める様式第1号〕

- b 佐伯市佐伯駅周辺観光施設の管理に関する事業計画書（要項様式第 1 号）
 - c 佐伯市佐伯駅周辺観光施設の管理運営に関する収支計画書（要項様式第 2 号）
令和 9 年度から令和 13 年度までの各年度ごとに作成すること。
 - d 誓約書（要項様式第 3 号）
 - e 指定管理者として必要とする資格等を有することを証する書類
 - f 定款、寄附行為の写し、規約又はこれらに類する書類
 - g 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - h 団体代表者の住民票抄本（マイナンバー無し）
 - i 団体の役員名簿
 - j 前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類（設立趣旨、従業員数、資本の額、経営規模など）
 - k 前事業年度における貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - l 市税等の滞納がないことを証明するもの（完納証明書又は滞納のない証明書）
 - m その他市長が必要と認める書類
 - ※申請書類の提出に当たり、上記提出すべき書類のうちで該当のないものがある場合は、その旨を申立書（要項様式第 4 号）に記入して提出してください。
- (イ) 受付期間：令和 8 年 9 月 24 日（木）から令和 8 年 10 月 2 日（金）まで
ただし、開庁時間をお願いいたします。
- (ウ) 提出場所：問い合わせ先に同じ（「15」参照）。
- (エ) 提出方法：指定申請書等 10 部（正本 1 部及び副本 9 部(副本は複写可)）を上記に定める提出場所に持参してください。
- ※提出は上記方法に限り、郵送・FAX等による提出は受理しません。要求した内容以外の書類、図面等についても受理しません。
- (オ) 申請に当たっての留意事項
- a ひとつの募集につきひとつの申請とし複数の申請をした場合は失格とします。
 - b 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合、申請はなかったものとして取り扱うとします。
 - c 接触の禁止
 - 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は佐伯市地域振興部及び商工観光部公の施設指定管理者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となることがあります。
 - d 応募の辞退
 - 団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（要項様式第 5 号）を提出してください。
 - e 提案内容変更の禁止
 - 提出された書類の内容を変更することはできません。

f 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

g 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

h 情報公開条例に基づく公開請求

提出された申請書類、審査結果等については、佐伯市情報公開条例に基づく公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果等を公表するものとします（非公開情報、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く。）。

i 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請団体等の負担とします。

j 本提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・公知となっている情報
- ・第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

k 申請書類に該当がない場合

申立書（要項様式第4号）にその旨記入して提出してください。

10 指定管理者の候補の選定

（1）選定方法

佐伯市内に住所を有する有識者を含む9人の委員で構成する佐伯市地域振興部及び商工観光部公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が次の選定基準に基づいて指定管理候補者を選定し、この結果により最終的に市で指定管理者候補者を決定します。

（2）選定基準

指定手続条例第4条第1項各号に定める選定基準によることとします。選定基準及び選定基準に基づき設定する審査項目の概要は下記のとおりです。

- | |
|--|
| <p>1 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができ、かつ、サービスの向上が図られるものであること。【20点】</p> <ul style="list-style-type: none">・施設の設置目的及び市が示した管理運営の方針との整合性・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 <p>2 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。【40点】</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者増を図るための具体的な手法及び期待される効果 |
|--|

- ・施設の維持管理計画の内容、適格性及び実現の可能性
- ・施設の管理運営に係る経費の内容（維持管理経費の節減）
- ・関係団体との連携及び地域の雇用、社会貢献への考え

3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

【40点】

- ・安定的な運営が可能となる人的能力
- ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
- ・安定的な運営が可能となる経理的基盤
- ・類似施設の運営実績

(3) ヒアリング等

ア 選定に当たり、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会によるヒアリングを行います。

イ ヒアリングの日時、場所等については、後日、該当する申請者に対して書面で通知します。

ウ ヒアリングの出席者は3人以内とし、事業計画書中の組織体制表に基づく統括担当者については必ず御出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあっては構成員）に限ります。

ヒアリングの時間は、30分以内を予定しています。

(4) 審査結果の通知及び公表

選定の結果は、申請者全員に書面で通知するとともに公表します。

1.1 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、佐伯市議会の議決が必要です。原則として選定事業者を指定管理候補者として佐伯市議会定例会に上程し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。（令和8年12月予定）

なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、指定手続条例第6条第2項の規定に基づいて告示を行います。

(2) 協定の締結

佐伯市と指定管理者とは、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、「協定」を締結します。なお、協定の主な内容は、仕様書を参照してください。

(3) 留意事項

ア 指定の議決を経るまでの間又は議決後に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても指定しないことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (イ) 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。
- (ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1 2 事業実施状況の確認等

(1) モニタリング

施設の管理運営の水準等について、日常的・継続的に点検・確認を行うため、モニタリングを実施します。指定管理者は、提出が義務付けられている報告書等の作成を行うとともに、利用者満足度調査や業務・運営状況についての自己チェック等を行い、市は、提出された報告書の確認や実地調査、ヒアリング等により、モニタリングを行います。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、市は改善措置を講じる等の指導を行います。さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 定期モニタリング

定期的に業務報告書を提出していただき、市は当該報告に基づき状況確認を行います。

イ 随時モニタリング

必要に応じ、随時に状況確認等を行います。

(2) 利用者アンケート

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により施設利用者の意見・苦情等を聴取した場合、その結果及び業務改善への反映状況について、市に報告していただきます。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

1 3 その他

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めるものとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するもの

とします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の法人等と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

エ その他

上記のほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者とは誠意を持って協議するものとします。

(4) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものです。

項 目	負担者		備 考
	市	指定管理者	
管理運営		◎	
施設、設備、備品等の維持管理	○ (大規模な修繕)	◎	1件10万円未満の修繕については原則として指定管理者が行う。これによりがたい事情がある場合には、市と指定管理者とで協議を行う。
備品の購入、改修	◎	○	その都度協議
施設等の使用許可 (附随事務を含む。)		◎	
災害時対応	○ (指示等)	◎ (待機体制の確保、被害調査、報告、応急措置)	

事故、火災等による施設の 損傷及び被災者に対 する責任	◎	○ (指定管理者の責 に帰する事由の場 合)	
災害復旧（復旧工事）	◎		
包括的管理責任	◎		
火災保険の加入	◎		
利用者に係る賠償責任 保険の加入		◎	
税制度の変更（市の支 払う対価に係る消費税の 変更によるもの）	◎		

（◎：原則として対応責任がある ○：一部責任を負う場合がある）

※疑義のある場合や、定めのない事項については、指定管理者と市とが協議の上定めることとします。

（５） 備品等

品名等	数 量	規格・品質
エアコン	1	富士通ゼネラル AS-A286H
防犯カメラ	1	HIK VISION DS-2CD1323GO-IU
レコーダ	1	HIK VISION DS-7604NI-K1/4P
ディスプレイ	1	PHILIPS 221S9A/11
自転車	8	Tern Quick Haul D8
自転車	5	Tern Quick
自転車	6	GIANT ESCAPE R E+ XS サイズ
自転車	5	GIANT ESCAPE R E+ S サイズ

（６） 自転車損害賠償責任保険等の加入について

レンタサイクルの実施にあたり、自転車を利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合など、相手の生命、身体、財産の損害を補償できる保険（TSマーク付帯保険等）に加入すること。

1.4 添付資料・様式（別添）

- （１） 指定管理者指定申請書〔指定手続条例施行規則に定める様式第１号〕
- （２） 佐伯市佐伯駅周辺観光施設の管理に関する事業計画書（要項様式第１号）
- （３） 佐伯市佐伯駅周辺観光施設の管理運営に関する収支計画書（要項様式第２号）
- （４） 誓約書（要項様式第３号）
- （５） 申立書（要項様式第４号）
- （６） 応募辞退届（要項様式第５号）

- (7) 佐伯市佐伯駅周辺観光施設指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（要項様式第6号）
- (8) 佐伯市佐伯駅周辺観光施設指定管理者募集要項等に関する質問票（要項様式第7号）
- (9) 佐伯市佐伯駅周辺観光施設管理運営業務仕様書〔別添〕
- (10) 佐伯市佐伯駅周辺観光施設事業実績に関する資料〔別添〕

1 5 問い合わせ先

〒876-8585

佐伯市中村南町1番1号

佐伯市商工観光部観光課管理係

電 話 0972-22-3358

F A X 0972-22-0025

メー ル ise-ebi@city.saiki.lg.jp